

南部大阪都市計画道路の変更(高石市決定)

1. 南部大阪都市計画道路中、3・6・225-21 号高石南線及び7・6・225-2 号高石南海東側

4 号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・225-21	高石南線	高石市高師浜丁地内	高石市取石五丁目地内	高石市加茂一丁目地内	約 2,500m	地表式	2 車線	8m	南海本線と立体交差 JR 阪和線と平面交差 幹線街路と平面交差 5箇所	
区画街路	7・6・225-2	高石南海東側 4 号線	高石市綾園一丁目地内	高石市綾園一丁目地内	高石市綾園一丁目地内	約 220m	地表式	-	8m	幹線街路を平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中、3・4・225-11 高石駅西側線、3・6・225-24 高石海岸

線及び7・6・225-1 高石南海東側 3 号線を廃止する。

理由書

都市計画決定以後、長期にわたり整備が行われていない都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえつつ、必要性や代替性、実現性等の観点から都市計画道路の見直しを行った結果、以下のように変更するものである。

① 3・4・225-11 高石駅西側線の廃止

当該路線は、高石駅へのアクセス路線であり、昭和 32 年に都市計画決定された。交通処理機能や必要性の評価が低く、既存道路が代替路線として機能していることから、整備の必要性は低い。また、実現性も低いことから、全区間を廃止とする。

② 3・6・225-21 高石南線の変更

当該路線は、高石駅へのアクセス路線であり、昭和 32 年に都市計画決定された。当該路線は堺阪南線と南海中央線を結ぶ路線であり、高石駅周辺の都市機能の集約に重要な路線である。しかし、将来交通量推計の結果等を踏まえると、道路構造令による 4 車線の設計基準交通量を満たしていないことから、未整備区間の車線数を 2 車線に変更する。それに伴い、同区間の幅員を 25m から 16m に変更する。

③ 3・6・225-24 高石海岸線の廃止

当該路線は、一部区間が浜寺公園内を通過する路線であり、昭和 32 年に都市計画決定された。交通処理機能や必要性の評価が低く、既存道路が代替路線として機能していることから、整備の必要性は低い。また、実現性も低いことから、全区間を廃止する。

④ 7・6・225-1 高石南海東側 3 号線の廃止

当該路線は、高石南線より高石駅前にアクセスする路線であり、昭和 60 年に都市計画決定された。交通処理機能や必要性の評価が低く、既存道路が代替路線として機能していることから、整備の必要性は低い。また、実現性も低いことから、全区間を廃止する。

⑤ 7・6・225-2 高石南海東側 4 号線の変更

当該路線は、高石大園線より高石駅前にアクセスする路線であり、昭和 60 年に都市計画決定された。交通処理機能や必要性の評価が低く、既存道路が代替路線として機能していることから、整備の必要性は低い。また、実現性も低いことから、未整備区間を廃止する。